

# 鯖江市建築物耐震改修促進計画

令和3年3月

鯖江市



# 鯖江市建築物耐震改修促進計画

## 目 次

### はじめに

- (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性 ----- 1
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正 ----- 1
- (3) 「鯖江市建築物耐震改修促進計画」の位置付け ----- 3
- (4) 「鯖江市建築物耐震改修促進計画」の改定 ----- 3

### 第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

- (1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況 ----- 4
- (2) 耐震化の現状 ----- 4
- (3) 耐震化の目標設定 ----- 13
- (4) 市有建築物の耐震化の現状と目標設定 ----- 15

### 第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

- (1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針 ----- 17
- (2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策 ----- 17
- (3) 安心して耐震診断および耐震改修を行うことができる環境整備 ----- 18
- (4) 地震時の総合的な安全対策 ----- 19
- (5) 地震時に通行を確保すべき道路 ----- 20
- (6) 優先的に着手すべき建築物・区域の設定 ----- 20

### 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

- (1) 想定地震における震度分布の予測 ----- 21
- (2) 相談体制の整備・情報の充実 ----- 21
- (3) パンフレット等の作成とその活用 ----- 21
- (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導 ----- 22
- (5) 町内会等との連携 ----- 22
- (6) 耐震出張説明の実施 ----- 22
- (7) 耐震改修に対する税の特例措置の周知 ----- 22
- (8) 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進 ----- 23
- (9) 事業所の耐震診断・耐震改修の促進 ----- 23

(10) 地震保険の活用	23
(11) 木造住宅耐震改修現場見学会の実施	23
(12) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップと啓発	23

#### 第4章 その他耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 計画の検証	24
-----------	----

参考資料	25
------	----

## はじめに

### (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの方の尊い命が奪われましたが、そのうち約75%の方は家屋、家具等の倒壊による圧迫死であったと言われていています。この時に大きな被害を受けた住宅・建築物の多くは、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる新耐震基準<sup>\*</sup>に適合していない住宅・建築物でした。

その後も、我が国では新潟県中越沖地震や東日本大震災、熊本地震、大阪府北部地震等の大地震が頻発しており、福井県内においても令和2年9月4日に57年ぶりに最大震度5弱（マグニチュード5.0）を記録し、今後、東海地震<sup>\*</sup>、南海・東南海地震<sup>\*</sup>および首都直下地震<sup>\*</sup>など、大きな地震はいつ発生してもおかしくないと言われていています。

このような経緯から、平成17年9月に国の中央防災会議<sup>\*</sup>で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられました。

鯖江市においては、「鯖江市地域防災計画<sup>\*</sup>」の中で、昭和23年の福井地震（マグニチュード7.1）と同規模の直下型地震が起こった場合、甚大な人的・建物被害が発生するものと予測されています。今後、地震による死者数および経済被害を最小限に止めるために、早急に建築物の耐震化を進め、地震被害に強いまちづくりを推進する必要があります。

### (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律<sup>\*</sup>」の改正

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

また、建築物の耐震改修の緊急促進のため、平成17年に中央防災会議（平成17年3月）や地震防災推進会議<sup>\*</sup>（平成17年6月）の提言を踏まえた改正が行われ、平成18年に改正耐震改修促進法が施行されました。この改正により、次のような国の基本方針が示され、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、市町村には策定の努力義務が課せられました。

**\*：参考資料1用語解説参照**

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の概要  
(平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第 184 号)

- 1 建築物の耐震診断<sup>※</sup>及び耐震改修<sup>※</sup>の促進に関する基本的な事項
  - 住宅・建築物の所有者が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取組みをできる限り支援
  - 公共建築物は、災害時の機能確保の観点から強力的に耐震化
- 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
  - 住宅及び特定建築物の耐震化率について、現状の 75%を、平成 27 年までに少なくとも 9 割にすることを目標
- 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
  - 建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示
- 4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
  - 地震防災マップ<sup>※</sup>等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進
- 5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等
  - 耐震改修等の目標を策定
  - 地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路<sup>※</sup>、避難路<sup>※</sup>等を記載
  - 所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、町内会等の取組支援等に係る事業について記載
  - すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい

※：参考資料 1 用語解説参照

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしました。その後の平成 25 年 5 月、耐震化をより促進するため耐震改修促進法の改正が行われ、平成 25 年 11 月から施行されました。

この改正では、全ての既存耐震不適格建築物において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物については、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。さらに、不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の大規模建築物には、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を実施し所管行政庁へ診断結果を報告することが義務付けられました。

### (3) 「鯖江市建築物耐震改修促進計画」の位置付け

「鯖江市建築物耐震改修促進計画」の当初計画は、大規模地震の発生による人的および経済的被害の軽減を目的として、耐震改修促進法に基づき、市内における住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を促進するために平成19年度から平成27年度までの9年間を計画期間として策定されました。

福井県では、耐震改修促進法に基づき、国の方針を踏まえて平成18年12月に「福井県建築物耐震改修促進計画」を策定し、平成24年3月、更に平成28年3月に改定を行いました。また、災害対策基本法第40条の規定に基づき作成された「福井県地域防災計画」の「震災対策編」として福井県防災会議が作成した「福井県震災対策計画」(福井県地域防災計画・震災対策編)において、震災時の被害の発生を防止するため、地震に対する建築物の安全性の確保を目的として建築物の耐震化の対策を定めています。

これに伴い、鯖江市においても計画を改定することとなり、策定に当たっては、市内の住宅・建築物の耐震化の現状を分析し、現状に応じた耐震診断・改修に係る施策を計画的に進めるためのあり方を検討しました。

また、国の基本方針や福井県の計画との整合を図るとともに、「鯖江市地域防災計画」などの本市の既往の防災に係る計画を踏まえたものとします。

### (4) 「鯖江市建築物耐震改修促進計画」の改定

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」において、現行基準に適合する建築物は地震の揺れによる大きな被害を受けていなかったことから、本市が行ってきたこれまでの地震対策が有効であることが実証されました。一方、本市の耐震化の状況は、着工件数の落ち込み、経済状況の悪化という社会情勢の変化や耐震診断・改修実績が伸び悩んでいること等から平成27年度に改定した計画の実態との乖離が見られます。

このため、令和2年5月に国から示された新たな耐震化率の推計方法や県計画の改定を踏まえながら、これまでの耐震基準は維持しつつ、今後の建築物の更なる耐震化促進の取り組みを強化するよう内容を改定します。

本計画の期限は令和7年度までとします。

## 第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

### (1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

被害想定については、「鯖江市地域防災計画」に記載されている「平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定」を採用することとしました。

想定対象とした地震は、「福井平野東縁断層帯地震（想定マグニチュード7.6、想定震度5弱～6強）」「浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震（想定マグニチュード7.2、想定震度5弱～6弱）」です。

被害区分		想定被害		
			福井平野東縁断層帯地震	浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震
人的被害	死者数	秋季（15時）	4人	4人
		冬季（5時）	4人	5人
		冬季（18時）	4人	5人
	負傷者数	秋季（15時）	73人	158人
		冬季（5時）	85人	195人
		冬季（18時）	66人	162人
建物被害	全壊数	木造	77棟	77棟
		R C造	4棟	4棟
		S造	30棟	45棟
	半壊数	木造	476棟	1,350棟
		R C造	11棟	19棟
		S造	67棟	127棟

※各項目の被害が最大となるケースを記載。なお、被害の想定は一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験をもとに推計した結果であり、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となる。

### (2) 耐震化の現状

阪神・淡路大震災においては、新耐震基準で建築されたものは被害が少なく、旧耐震基準で建築されたものは甚大な被害を受けました。

このことを受けて、本計画では新耐震基準で建築されたものは耐震性があるものと捉えます。また、旧耐震基準で建築されたものについては基本的に耐震性がないものと捉えますが、これまでの耐震診断の実施結果に基づく国の耐震化率に準じて耐震性を有するものと推計される棟数を考慮に入れて耐震化率の現状を算出します。

#### ① 住宅

総務省統計局が5年毎に集計・公表している「住宅・土地統計調査」に基づく平成30年までの耐震診断・改修の結果等に、鯖江市課税台帳データに基づく平成26年12月末から令和元年12月末までの住宅戸数の推移を踏まえて、令和2年度末の鯖江市内における住宅戸数および耐震化率の現状を推計しています。また、耐震化の推計には、令和2年5月に国から示された新たな耐震化率推計方法の考え方を反映しています。

なお、「住宅・土地統計調査」では、昭和55年以前の住宅は旧耐震基準によるもの、昭和56年以降の住宅を新耐震基準によるものとして取り扱っていることから、今回も同様の取り扱いとします。

令和2年度末には、人が居住している住宅、約23,700戸のうち、耐震性を有する住宅は約20,800戸で、耐震化率は、87.6%になるものと推計されます。



●住宅の耐震化の現状

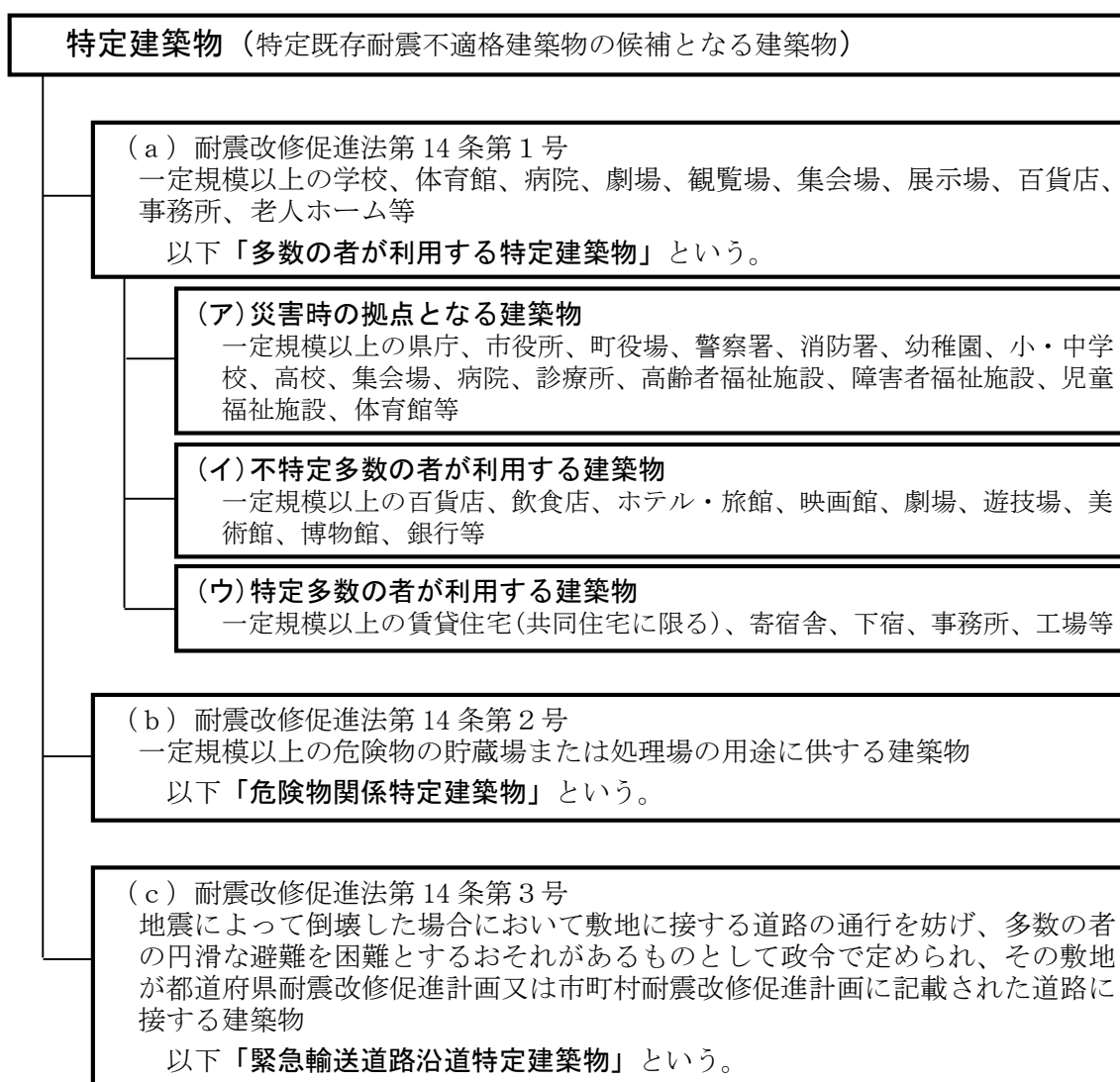
(単位:戸)

区分	人が居住している住宅数 ①	昭和55年以前の住宅数 ②	昭和56年以降の住宅数 ④	耐震性を有する住宅数 ⑥〔③+⑤〕	耐震化率 (%) 〔⑥÷①〕
		耐震性有③※	耐震性有⑤		
平成26年12月 (推計)	22,594	10,081	12,514	18,699	82.8%
		6,185	12,514		
令和元年12月 (推計)	23,502	9,494	14,009	20,383	86.7%
		6,374	14,009		
令和3年3月 (推計)	23,729	8,760	14,383	20,783	87.6%
		6,400	14,383		

② 特定既存耐震不適格建築物の候補となる建築物（以下、「特定建築物」という。）

特定建築物とは、耐震改修促進法第14条に規定されている「地震発生時に被害を受け倒壊または使用ができない状態になった場合、人的および経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物」です。そのうち、耐震性が不十分であるものを指します。

本計画では、耐震改修促進法を踏まえたうえで、特定建築物を以下のように分類して整理していきます。



(a) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

鯖江市内には「多数の者が利用する特定建築物」が317棟あり、そのうち新耐震基準で建てられた建築物棟数に、旧耐震基準で建てられた建築物のうち耐震診断の結果耐震性が有ると推計される棟数および耐震改修実施棟数を合わせると294棟となり、耐震化率は92.7%となっています。

鯖江市が所有する公共建築物の耐震化率は95.7%であり、民間建築物の耐震化率90.2%より高くなっています。

また、前回改定時に低かった「不特定多数の者が利用する建築物」の耐震化率は、近年の耐震化の取組みの結果、大幅に上昇していることが分かります。

●多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状(令和3年3月末現在)

(単位:棟)

分類	建築物の総棟数①	新耐震基準により建築された建築物の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③						旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物の棟数⑧	耐震性を有する建築物の棟数⑨(②+⑤+⑦+⑧)	R3.3 耐震化率(推計)⑨/①	H28.3 耐震化率(推計)
			耐震診断実施棟数④			耐震改修実施棟数⑦						
			耐震性有⑤	耐震性無⑥								
合計	317	237	80	45	9	4	32	16	294	92.7%	84.2%	
公共建築物	福井県	27	21	6	6	1	0	5	0	27	100.0%	100.0%
	鯖江市	95	62	33	33	6	4	23	0	91	95.7%	91.3%
	計	122	83	39	39	7	4	28	0	118	96.7%	79.7%
民間建築物	195	154	41	6	2	0	4	16	176	90.2%	87.2%	

●多数の者が利用する特定建築物の分類別の耐震化の現状(令和3年3月末現在)

(単位:棟)

分類	建築物の総棟数①	新耐震基準により建築された建築物の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③						旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物の棟数⑧	耐震性を有する建築物の棟数⑨(②+⑤+⑦+⑧)	R3.3 耐震化率(推計)⑨/①	H28.3 耐震化率(推計)	
			耐震診断実施棟数④			耐震改修実施棟数⑦							
			耐震性有⑤	耐震性無⑥									
(ア) 災害時の拠点となる建築物	県庁、市役所、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	123	85	38	38	8	0	30	0	123	100.0%	97.9%	
	公共建築物	福井県	10	4	6	6	1	0	5	0	10	100.0%	100.0%
		鯖江市	75	46	29	29	6	0	23	0	75	100.0%	97.0%
		計	85	50	35	35	7	0	28	0	85	100.0%	97.4%
民間建築物	38	35	3	3	1	0	2	0	38	100.0%	100.0%		
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	25	20	5	1	1	0	0	0	21	84.0%	72.9%	
	公共建築物	福井県	2	2	0	0	0	0	0	0	2	100.0%	100.0%
		鯖江市	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0%	66.7%
		計	3	3	0	0	0	0	0	0	3	100.0%	75.0%
民間建築物	22	17	5	1	1	0	0	0	18	81.8%	72.5%		
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	169	132	37	6	0	4	2	16	150	88.7%	88.0%	
	公共建築物	福井県	15	15	0	0	0	0	0	15	100.0%	100.0%	
		鯖江市	19	15	4	4	0	4	0	15	78.9%	78.9%	
		計	34	30	4	4	0	4	0	30	88.2%	88.2%	
民間建築物	135	102	33	2	0	0	2	16	120	88.8%	88.0%		

(b) 危険物関係特定建築物の耐震化の現状

危険物関係特定建築物とは、危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物で、以下の要件に該当する建築物です。鯖江市内には、これに該当する建築物はありません。

●特定建築物に該当する危険物の数量一覧

i) 特定建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定建築物の要件

床面積の合計が500㎡以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を慣用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m <sup>3</sup>
④マッチ	300 マッチトン (※)
⑤燃性のガス (⑦及び⑧を除く。)	2 万 m <sup>3</sup>
⑥圧縮ガス	20 万 m <sup>3</sup>
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇物 200 t

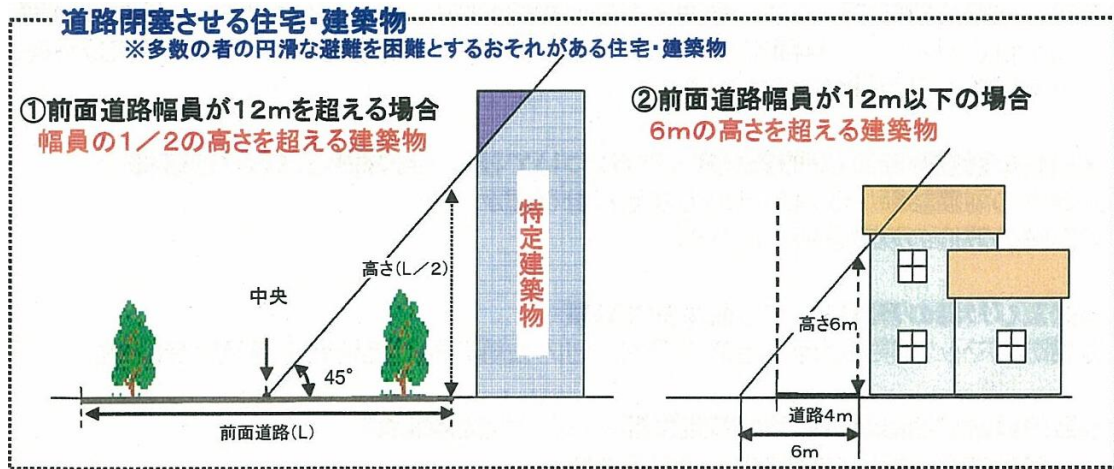
(※) マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ (56 X 36 X 17mm) で、7,200 個、約 120kg

(c) 緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化の現状

「緊急輸送道路沿道特定建築物（耐震改修促進法第14条第3号）」とは、法第5条第3項第2号もしくは第3号、法第6条第3項の規定に基づき「福井県建築物耐震改修促進計画」または「鯖江市建築物耐震改修促進計画」に記載された道路にその敷地が接する下図に示すような建築物のことで、前面道路幅員や建築物用途によって該当基準が変わります。また、平成31年の耐震改修促進法施行令等の改正により、一定規模以上のブロック塀等も対象となりました。

【緊急輸送道路沿道特定建築物の要件】

- ◆前面道路幅員が12mを超える場合：前面道路幅員の半分の長さを超える高さの建築物
- ◆前面道路幅員が12m以下の場合：6mを超える高さの建築物



- ◆一定規模以上のブロック塀等：下記のとおり

前面道路に面する部分の長さが25m<sup>※1</sup>を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離<sup>※2</sup>を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するもの。

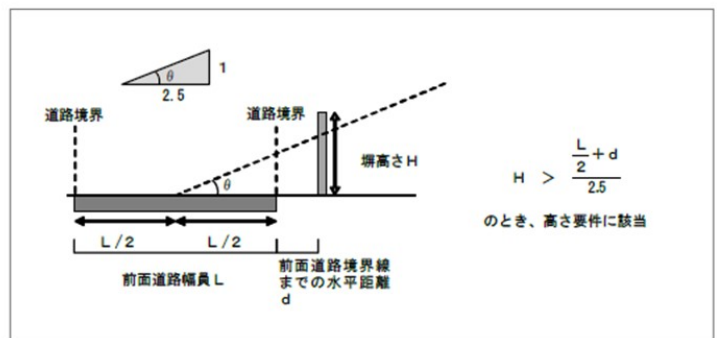


図5 塀の高さ要件

- ※1：地形、道路の構造その他の状況によりこの長さとするのが不適当である場合、8m以上25m未満の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。
- ※2：地形、道路の構造その他の状況によりこの距離とするのが不適当である場合、2m以上（2m÷2.5＝高さ0.8m以上）の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。

また、「法第5条第3項第2号もしくは第3号、法第6条第3項の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画または市町村耐震改修促進計画に記載された道路」とは、福井県および鯖江市の地域防災計画に定める緊急輸送道路のうち、国道8号、27号、158号、161号、北陸自動車道です。「福井県地域防災計画」においては、令和2年3月に作成された「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」における道路が、地震発生後直ちに輸送機能を確保するための緊急輸送道路として選定されています。

地震発生時に緊急輸送道路を有効に機能させるためには、人口集中地区<sup>※</sup>を含む全ての緊急輸送道路沿道で「倒壊することにより道路を閉塞するおそれのある建築物」の耐震化を図ることが必要となります。

鯖江市では、地震発生時に緊急車両や支援物資輸送車両の通行を確保する緊急輸送道路の沿道建築物の状況を調査した結果、旧耐震基準により建築された建築物で「倒壊することにより道路を閉塞するおそれのある建築物」が115棟ありました。

### ③ 耐震診断義務付け建築物対象建築物

平成25年の法改正により、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物等のうち、一定規模以上のもの（要緊急安全確認大規模建築物）については、平成27年以内に耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられました。また、県や市が指定する防災拠点建築物や緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物）については、県または市計画で定める日までに耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられました。

その後、平成30年1月には、耐震改修促進法施行令等の改正が行われ、建物に附属する組積造の塀が通行障害建築物（以下、「ブロック塀等」という。）に追加されました。これにより、県や市が耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路等の沿道に位置する一定規模以上のブロック塀等にも、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられることとなりました。

#### i) 要緊急安全確認大規模建築物

既存耐震不適格建築物のうち、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定める以下の建築物を、耐震改修促進法の附則第3条において「要緊急安全確認大規模建築物」として定めています。要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、当該建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、平成27年12月31日までに所管行政庁である県に報告しなければならないこととなっています。

鯖江市における当該建築物は4件となっており、所管行政庁は県となっています。対象となっている4件の建築物は、既に全ての建築物において耐震化が行われています。

## 要緊急安全確認大規模建築物（要安全確認計画記載建築物を除く）

- 耐震改修促進法附則第3条第1項第1号  
病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物のうち、5頁記載の「耐震診断義務付け対象建築物の要件」に該当するもの  
鯖江市における当該建築物は鯖江市庁舎、鯖江市文化センター
- 耐震改修促進法附則第3条第1項第2号  
小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物のうち、5頁記載の「耐震診断義務付け対象建築物の要件」に該当するもの  
鯖江市における当該建築物は神明小学校、中央中学校
- 耐震改修促進法附則第3条第1項第3号  
火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する既存耐震不適格建築物のうち、5頁記載の「耐震診断義務付け対象建築物の要件」に該当するもの  
鯖江市における当該建築物はなし

## ii) 要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条において、以下に該当する建築物を「要安全確認計画記載建築物」と定め、その所有者は「福井県建築物耐震改修促進計画」または「鯖江市建築物耐震改修促進計画」に定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁である県に報告しなければならないこととなっています。

鯖江市における当該建築物はありません。

## 要安全確認計画記載建築物

- 耐震改修促進法第7条第1号  
病院、官公庁その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要であって、都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物
- 耐震改修促進法第7条第2号  
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を超える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物
- 耐震改修促進法第7条第3号  
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物



① 要緊急安全確認大規模建築物

イ 不特定多数の者が利用する大規模建築物

- <対象建築物> ※ 所管行政庁が1棟ごとに判断
- ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
  - ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

ロ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- <対象建築物>
- ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
  - ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
  - ・幼稚園、保育所 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

ハ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- <対象建築物>
- ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上  
(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

耐震診断結果の報告期限

平成27年12月31日まで

② 要安全確認計画記載建築物

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が避難路を指定

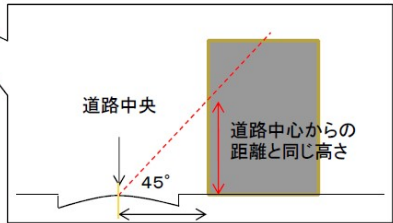
- <対象建築物>
- ・倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある建築物(高さ6mを超えるもの※)(右図参照)
  - ・ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能。 ※過大な規制とならないよう、通常の戸建て住宅等を対象外とする観点から設定

ロ 防災拠点建築物

都道府県が指定

- <対象建築物>
- ・庁舎、病院、避難所となる体育館など(避難所として利用する旅館・ホテルについても位置づけが可能)

耐震診断結果の報告期限：  
地方公共団体が定める日まで



対象の追加

- 建築物に附属する塀についても、建築物本体と同様に、耐震診断義務付けの対象とする。(耐震改修促進法施行令等の改正)  
(閣議決定：平成30年11月27日、公布：平成30年11月30日、施行：平成31年1月1日)

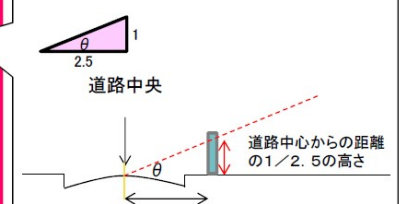
<対象となる塀>

- ・倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある組積造※の塀 (※補強コンクリートブロック造を含む)  
(前面道路中心線からの距離の1/2.5倍を超える高さのもの【0.8m超の範囲で地方公共団体が別途規定可能】)
- ・過大な規制となることを避ける観点から、一定の長さを超える塀  
(小規模建築物の塀が対象外となるよう25m【8m以上25m未満の範囲で地方公共団体が別途規定可能】を超える長さのもの)

<対象とする効果>

- ・地方公共団体が定める期限までに診断対象を報告することが義務付けられ、同一期限の塀ごとに地方公共団体が結果を公表。
- ・避難路沿いの塀の義務付け状況に関し、国土交通省ホームページで定期的に状況を公開。

耐震診断義務付け対象となる塀のイメージ



【別表】耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。		
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上				
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所						
劇場、観覧場、映画館、演芸場						
集会場、公会堂						
展示場						
卸売市場						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館						
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿						
事務所						
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物					政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

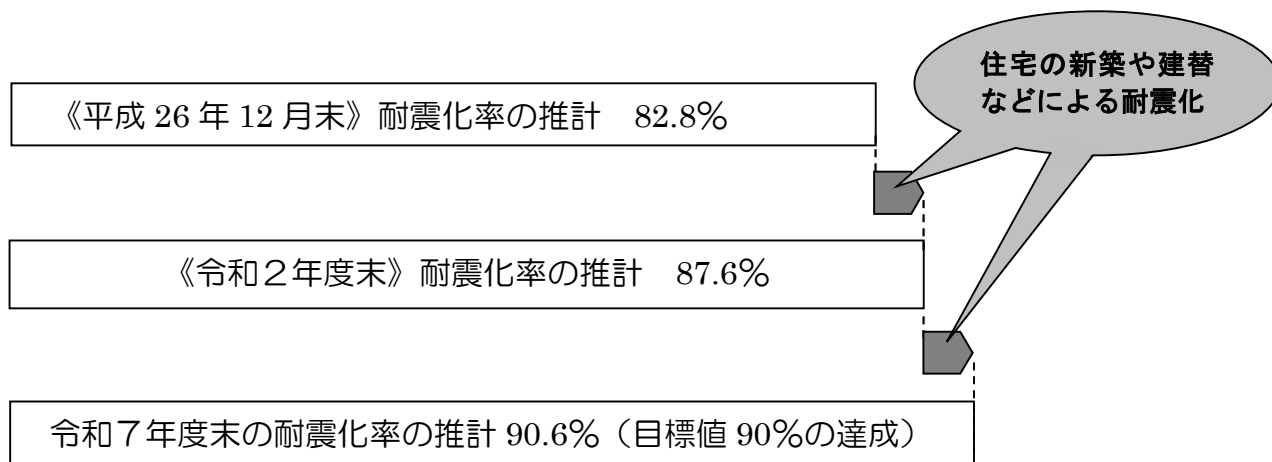


### (3) 耐震化の目標設定

#### ① 住宅

令和2年5月に、国土交通省が設置した「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」から新たな耐震化率の算出・推計方法が提示されました。これに基づき、住宅・土地統計調査結果および鯖江市課税台帳データを用いて耐震性を有する住宅の割合を算出した結果、平成26年12月末の推計値が82.8%、令和2年度末の推計値が87.6%となり、この耐震化率の推移を参考にすると、令和7年度末には目標である90%以上が達成されると推計されます。

このことから、県計画の基本方針を踏まえた耐震化率の目標として、令和7年度末の耐震性を有する住宅の割合を90%以上とすることを目指します。



#### ② 特定建築物

大規模地震が発生した際、人的および経済被害を軽減するため、特定建築物の耐震化を図ることが重要です。中でも多くの人命が失われる危険性のある多数の者が利用する特定建築物については、県の基本方針として耐震化率を令和7年度までに95%とすることを目標にしています。

鯖江市においては、特定建築物の耐震化の現状を踏まえて、令和7年度までに95%の耐震化を目指していきます。

公共建築物については、情報の収集・伝達、避難誘導等の拠点となる庁舎や公民館、被災者を一時収容する病院や拠点避難施設として指定されている学校はもとより、災害弱者が利用する社会福祉施設などの災害時の拠点となる建築物の耐震化は最も重要となります。特に、市有建築物は国および県との情報収集・伝達・指示において基幹的な役割を果たす建築物となるため、優先的な耐震化を図ってきました。

●多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標

(単位:棟)

建築物の用途・分類			現状の耐震化率 (令和2年度)	耐震化率の目標 (令和7年度)
多数の者が利用する特定建築物			92.7%	95.0% 以上
	公 共 建 築 物	福井県	100.0%	100.0%
		鯖江市	95.7%	95.7%
		計	96.7%	96.7%
	民間建築物		90.2%	94.4%
(ア) 災害時の 拠点となる 建築物	県庁、市役所、警察署、消防署、幼稚園、 小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者 福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施 設、体育館等		100.0%	100.0%
	公 共 建 築 物	福井県	100.0%	100.0%
		鯖江市	100.0%	100.0%
		計	100.0%	100.0%
	民間建築物		100.0%	100.0%
(イ) 不特定多 数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊 技場、美術館、博物館、銀行等		84.0%	88.0%
	公 共 建 築 物	福井県	100.0%	100.0%
		鯖江市	100.0%	100.0%
		計	100.0%	100.0%
	民間建築物		81.8%	86.0%
(ウ) 特定多数 の者が利 用する建 築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下 宿、事務所、工場等		88.7%	92.9%
	公 共 建 築 物	福井県	100.0%	100.0%
		鯖江市	78.9%	78.9%
		計	88.2%	88.2%
	民間建築物		88.8%	94.0%

#### (4) 市有建築物の耐震化の現状と目標設定

##### ① 耐震化の現状

耐震改修促進法では、人的および経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を、耐震化を図るべき特定建築物の対象としていますが、市有建築物の中にはそれらの規模に満たないものでも大規模地震時に重要な役割を果たす建築物があります。

本計画の対象とする市有建築物の総棟数は276棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は180棟あります。旧耐震基準により建築された建築物は96棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは25棟、耐震性が不十分であったものは4棟、耐震性が不十分のため耐震改修を実施したものは30棟あります。

推計値も含めると、耐震性を有している建築物は257棟で、令和2年度の耐震化率は93.1%となります。

##### ② 耐震化の目標設定

「(ア)災害時の拠点となる建築物」「(イ)不特定多数の者が利用する建築物」「(ウ)特定多数の者が利用する建築物」の分類で見ると、「(ウ)特定多数の者が利用する建築物」の内の市営住宅の耐震化率が低くなっています。

また、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の目標95%を達成するためにも、民間建築物の耐震化を促す必要があります。

目標の設定に当たっては、耐震化の現状に加えて今後の改修・改築予定を考慮して、令和7年度の耐震化率を、全体で95%を超えることを目指します。

なお、行政改革による建築物の統廃合や、少子化・人口減少などの社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直し、実態に即した建築物の耐震化を目指します。

●市有建築物の耐震化の現状と目標(令和3年3月末現在)

(単位:棟)

分類	用途	建築物の総棟数①	新耐震基準により建築された建築物の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③					旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物の棟数⑧	耐震性有棟数⑨(②+⑤+⑦+⑧)	耐震化率(令和2年度)⑨/①	耐震化率の目標(令和7年度)
				耐震診断実施棟数④			耐震改修実施棟数⑦					
				耐震性有⑤	耐震性無⑥							
(ア) 災害時の拠点となる建築物	庁舎、市立病院、市立学校、福祉施設等	75	46	29	29	6	0	23	0	75	100.0%	95%超
		83	62	21	21	16	0	5	0	83	100.0%	
		158	108	50	50	22	0	28	0	158	100.0%	
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	美術館、博物館等	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0%	
		15	11	4	1	0	0	1	1	13	86.6%	
		16	12	4	1	0	0	1	1	14	87.5%	
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	市営住宅	19	15	4	4	0	4	0	0	15	78.9%	
		20	2	18	0	0	0	0	13	15	75.0%	
		39	17	22	4	0	4	0	13	30	76.9%	
	寄宿舍等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		2	0	2	2	1	0	1	0	2	100.0%	
		2	0	2	2	1	0	1	0	2	100.0%	
その他の主要施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	61	43	18	2	2	0	0	8	53	86.8%		
	61	43	18	2	2	0	0	8	53	86.8%		
合計	95	62	33	33	6	4	23	0	91	95.7%		
	181	118	63	26	19	0	7	22	166	91.7%		
	276	180	96	59	25	4	30	22	257	93.1%		

上段:多数の者が利用する特定建築物

中段:上記以外の市有建築物

下段:合計

## 第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

### (1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針

#### ①耐震化の課題

建築物の耐震化を促進していくためには、次のような課題に対して、適切な施策を実施していく必要があります。

耐震化を実施しない理由

- ・耐震改修をするには多額の費用がかかるから
- ・耐震改修工事の費用や工事期間、工事中の騒音などに不安があるから
- ・現在の耐震性があれば大丈夫だと思うから
- ・家族に高齢者や病人がいるため耐震改修に踏み切れない
- ・信頼できる工事業者が選べないから など

#### ②実施する事業の考え方

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震診断および耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本方針とします。また、県や関係団体と連携し、所有者等に対し防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性の普及・啓発に積極的に取組みます。

### (2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対して、建築物の耐震診断および耐震改修の必要性等についての積極的な普及・啓発を行うと共に、特に耐震化の必要性が高い住宅の耐震改修に対する割増補助の必要性について調査・検討します。

また、建築物の耐震診断および耐震改修を行おうとする市民を支援する制度の概要、支援結果の概要を下記の表に示します。

#### ●住宅に係る支援制度の概要

区分	事業名	対象建築物
耐震診断 補強プラン	木造住宅耐震化促進事業 (耐震診断、補強プラン)	旧耐震基準により建築された木造住宅 耐震性が劣る住宅 ※
耐震改修	木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修)	旧耐震基準により建築された木造住宅 耐震性が劣る住宅 ※

#### ●支援結果の概要

区分	事業名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
耐震診断	木造住宅耐震化促進事業 (耐震診断)	29	29	25	22	12	17	18	7	10	6	4	7	7
補強プラン	木造住宅耐震化促進事業 (補強プラン)	31	31	29	28	13	15	18	7	10	6	4	6	7
耐震改修	木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修)	7	10	5	10	1	5	3	1	4	0	3	0	0

### (3) 安心して耐震診断および耐震改修を行うことができる環境整備

市民が安心して耐震診断および耐震改修を依頼できるように、耐震改修に係る各種相談に応じています。今後も、耐震改修の重要性を周知するための情報提供を積極的に行い、安心して建築物の耐震診断および耐震改修が行える環境整備を図ります。

#### ①木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備

木造住宅の耐震診断を円滑に推進するためには、耐震診断を受ける方と耐震診断士のコーディネートを行う機関が必要となります。

このため、県では建築関係団体に働きかけ、平成 17 年 3 月に福井県木造住宅耐震促進協議会が設立されました。

鯖江市では耐震診断の希望者を募集し、協議会と契約を行って診断士を派遣し、その診断内容について専門家による判定を行い、円滑で公正な耐震診断の実施を行ってきました。

これまでの協議会の活動により多数の診断士の養成および診断士の技術の向上が図られました。

初動期の体制整備が図られたことから、平成 28 年度からは協議会に代わり、(一社)福井県建築士事務所協会と連携し、木造住宅の耐震診断の促進を図っています。今後も、(一社)福井県建築士事務所協会や県と連携し、木造住宅の耐震診断の促進を図っていきます。

#### ②木造住宅の耐震改修を推進するための体制整備

##### ・耐震診断と補強プランの一体的支援

耐震性能が不十分と診断された住宅の耐震性を向上させるために、「どこをどの程度改修すればよいか」やそのための概算費用を知るために、平成 20 年度から補強プラン作成に補助を行っています。平成 28 年度からは耐震診断と補強プランをセットとし、耐震改修に向けた具体的な検討をしていただけるよう、一体的に支援しています。

##### ・耐震改修基準を見直し（構造評点 1.0→0.7）

旧耐震基準により建築された建築物を耐震診断し、耐震性が劣ると判定された建築物は、地震の振動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いレベル（構造評点 1.0 以上）を基準に耐震改修することを原則とします。しかし、住宅の構造や生活形態などの理由により構造評点 1.0 以上が満たせない場合でも、構造評点 0.7 以上確保する耐震改修であれば、人的被害の軽減や震災後の道路閉塞の軽減による円滑な救助消火活動が可能となり一定レベルの減災に寄与すると考えられることから、平成 23 年度から耐震改修の補助対象としています。

##### ・部分耐震改修への支援（局所的な耐震補強）

重要な部屋を優先的に耐震改修する「部分耐震改修（局所的な耐震補強）」について、平成 24 年度に耐震改修の専門家による検討を行い、補強後の構造指標などの補助の要件をとりまとめました。それを踏まえ、平成 25 年度から「部分耐震改修（局所的な耐震補強）」への補助を行っています。

##### ・耐震改修事業者登録制度による事業者の紹介

県では、耐震改修を検討しているが、誰に工事を依頼すればよいか分からないという方

のために、安心して耐震化に取り組めるよう、耐震改修を行う事業者を登録し、ホームページで事業者の情報を紹介しています。

・さまざまな耐震改修工法を紹介

民間企業では様々な耐震工法が開発・提供されており、屋外からの工事で耐震化を向上させることが可能なものやローコストなものもあります。今後、新たな耐震改修方法の事例を紹介していく予定です。

③伝統的民家の耐震診断・耐震改修方法の普及啓発

福井県には、地域における風土、文化等を反映した福井県特有の形態および意匠を有している伝統的民家が県内全域に存在しています。

伝統的民家の伝統構法は、ある程度変形することで地震に耐える特有の構造様式であるため、現行の木造住宅の耐震診断や耐震改修になじみにくい面があります。

このため、県では、建築関係団体と連携し、伝統的民家に適した耐震化の手法を普及啓発することにより、伝統的民家が形成されている地域の特色を県民共通の資産として後の世代に継承していきます。

(4) 地震時の総合的な安全対策

① 建築物に係る二次的被害<sup>\*</sup>発生防止への対応

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、市では市有建築物についてこれらの対策を推進するとともに、県と連携し被害の発生するおそれのある民間建築物を調査し、その所有者等に必要な措置を講じるよう指導していきます。

② 建築設備の安全対策の推進

県と連携して、所有者に電気給湯器等の建築設備の転倒防止措置を講ずることやエスカレーターの脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等について普及・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

③ ブロック塀等の安全対策の推進

平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生していることを受けて、県と連携しながら通学路・避難路沿いにある危険なブロック塀等の撤去・改修を促進していきます。

④ 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後の余震等により倒壊ならびに瓦や外壁、ブロック塀など建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に係る二次的被害が発生する場合があります。被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険（赤）」「要注意（黄）」「調査済（緑）」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定<sup>\*</sup>を実施することが大変重要です。このため、市は判定実施本部等を設置し、福井県に対し応急危険度判定士の派遣要請を行い、判定士の受入れに必

要な体制を整備します。

#### ⑤ 地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くありました。

市では、県と連携して、地震に伴う崖崩れによる建築物の被害の軽減を図るため、崖地近接等危険住宅移転事業および土砂災害危険住宅対策改修事業の活用を促進し、敷地の安全対策を推進します。

#### ⑥ 地震に強い建築物の整備促進

地震に強い建築物とするための留意事項として、開口部の位置・大きさや構造材のバランス、屋根の軽量化等が挙げられます。

市では、関係団体等と連携して、地震に強い建築物の整備促進に向けた啓発活動等を推進していくことを検討します。

### (5) 地震時に通行を確保すべき道路

建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げることで、緊急車両の通行、多数の者の円滑な避難を阻害します。そのため、地震時に優先的に通行を確保すべき道路として、県計画では福井県緊急輸送道路ネットワーク計画に定められている道路のうち国道 8 号、27 号、158 号、161 号、北陸自動車道を位置付けています。鯖江市では、鯖江市地域防災計画で緊急輸送道路を位置付け、その沿道の建築物の耐震化を推進します。

### (6) 優先的に着手すべき建築物・区域の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、法第 14 条第 1 号に規定された特定建築物のうち地震災害の発生時に災害応急対策の実施拠点や避難所となる公共施設、中でも学校、公民館、病院等、緊急輸送道路沿道特定建築物および昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造住宅とします。

市有建築物については、原則として災害応急対策の実施・防災拠点、避難所、その他の順に、重要度、建設年度など諸条件を勘案して耐震診断を行い耐震化に努めてきました。

また、災害時の拠点となる施設や主要動線、被害が拡大しやすいエリア等を念頭に置きながら、重点的に耐震化を図る区域を定めて効果的に取り組みを推進するための検討を進めていきます。

特に、住宅の耐震化の促進に向けては、引き続き「鯖江市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づいて取り組みを推進していきます。



### 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

#### (1) 想定地震における震度分布の予測

建築物の所有者等に地震時に想定される被害に関する情報を提供し、耐震改修の意識啓発を図るため、内閣府が公表した「地震防災マップ作成技術資料」に基づき、平成22年度にゆれやすさマップ\*、液状化危険度マップおよび地域の危険度マップを作成しました。これらを活用し市民の地震に対する防災意識の醸成を図ります。また、自主防災組織\*が自ら作成する防災マップの取り組みを支援します。

#### (2) 相談体制の整備・情報の充実

市民が耐震化に関する相談を受けられる耐震相談窓口を設置し、専門家による技術的な相談は(一社)福井県建築士事務所協会にて相談に応じており、今後も、このような体制を維持し、引き続き市民への情報提供を行います。

表 相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
福井県	土木部建築住宅課 各土木事務所（建築担当課）	技術的な相談・耐震改修等に係る情報の提供等
建築関係団体	(一社)福井県建築士事務所協会	(情報の例) 県の支援制度、耐震改修を行う施工者の情報、耐震改修の工法の紹介など
鯖江市	建築営繕課	木造住宅耐震診化促進事業の制度説明および申込み


#### (3) パンフレット等の作成とその活用

耐震診断および耐震改修を図るため、国、県、関係機関作成のパンフレットを活用すると共に、市独自の事業については新たにパンフレットを作成し、市民へ耐震改修の周知を図ります。その他、耐震診断・改修に関する情報を広報紙やホームページに掲載します。

表 パンフレットの一覧


名称	内容	備考
あなたが守る家族の安全	耐震改修の普及啓発	県内全戸に配布(県より)
住まいの履歴書	住宅の維持保全の普及啓発	県内全戸に配布(県より)
わが家の耐震診断と補強方法	耐震改修の普及啓発	土木事務所、市町、建築団体に配備
木造住宅耐震補強事例集	〃	〃
あなたが住まいの主人公	木造住宅耐震診断促進事業(H17~19実施)の普及啓発	〃
建物もあなたと同じ健康診断	〃	市役所で配布
誰でもできるわが家の耐震診断	耐震診断の普及啓発	〃
災害時サポートガイドブック	全般的な災害時の対応のガイドに合わせ、住宅の耐震診断・改修の普及啓発	市内全戸に配布 市ホームページに掲載

■参考「災害時サポートガイドブック」より



**地震編 地震に備える**

**普段からしっかり対策を!**




### 家の中の安全対策

**家の中にも危険がいっぱい!**  
地震対策でもっとも身近にできるのが家具類の転倒防止です。家族で知恵を出し合って安全・安心な暮らしを確保しましょう。

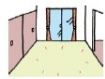
**家の中に逃げ場としての安全な空間をつくる**

部屋がいくつもある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるよう配置換える。




**寝室、子どもやお年寄りのいる部屋には家具を置かない**

寝室中は地震が発生すると危険。子どもやお年寄り、病人などは逃げ遅れる可能性がある。




**家具は倒れにくいように置く**

家具と壁や柱の間に隙があるとう倒れやすい。家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱よりかかるように固定する。




**安全に避難できるように、出入口や通路には物を置かない**

玄関などの出入口までの通路に、家具など倒れやすい物を置かない。玄関にいらぬものを置くこと、出入口をふさいでしまうこともある。




**家具の転倒・落下を防ぐポイント**


**タンス・本棚**  
しずめ具や支え棒などで固定する。一段毎の扉はつなぎ目を金具でしっかりと連結しておく。



**照明器具**  
チェーンと金具を使って設置場所を定める。蛍光灯は蛍光灯の首輪を耐熱テープで止めておく。




**食器棚**  
しずめ具などで固定し、扉には滑りにくい材質のシートやふんなどを敷く。重い食器は下に、軽い食器は上に置く。扉が壊れないように止め金具をつける。

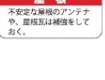


### 家のまわりの安全対策


**ベランダ**  
様子などの監視警報を、落下の危険がある場所には何も置かない。




**屋根**  
不安定な屋根のアンテナや、屋根瓦は補修しておく。




**窓ガラス**  
飛散防止フィルムを貼る。



**プロパンガス**  
ボンベを震でしっかりと固定しておく。





**安全なブロック塀の目安**

- 鉄筋はきちんと入っているか
- 鉄筋はしっかりしているか
- 鉄筋は露出されているか
- すかしブロックや詰りブロックなど化粧ブロックはできるだけ使用しないか
- 隙間や凹凸が、転倒の原因にならないか
- ようばや石積みの上に設置していないか
- 崩れ土や土止めになっていないか
- 崩れ防止につながる安全な空間やネットフェンスにしましょう

**危険 わが家の耐震診断を!!**

昭和56年5月以前に建てられた家は旧耐震基準により建てられています。わが家が地震に耐えられるのかを知るために「耐震診断」を行います。危険という結果が出た場合は、専門家に相談して必要な補修をしましょう。

※耐震診断・補修の相談は新江市都市計画課建築指導室へ **ダイヤルイン 53-2240**

### リフォームと一緒に耐震補強

リフォームにあわせて、一緒に耐震補強をすると、コストや使い勝手の面でも合理的です。

**キッチンのリフォーム**

キッチンのリフォームは、キッチンセットを交換したり、台所と食卓を一体化したダイニングキッチンに改造したりします。壁や床などの工事を行うことが多いので、新たに壁を設けるなどに耐震性を高めましょう。

**外壁のリフォーム**

外壁のリフォームをする時は、外側から壁の増設や金物補強が簡単にでき、補強の費用も少なくて済みます。また、意外からの工事が多くなるので、工事中の生活への影響も比較的小さくなります。

**トイレや浴室のリフォーム**

トイレや浴室は衛生機器を取替えたり、ユニットバスを設置したりします。壁の位置や大きさを工夫して、壁に壁かきを入れることで補強しましょう。また手すり取付の土台と合わせて、壁全体を補強しましょう。また、水まわりは、漏水が多く、土台や柱が腐りやすいので、備前材が同時に交換しましょう。

**屋根のリフォーム**

建物を軽量化すると、耐震性が高まります。重い瓦屋根から、金属板などの軽い材料に変更することは、効果的です。さらに、屋根下地の補強、火打ち材の追加や、雨漏りにより腐んだ部材の取替えも行いましょう。

13

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことにより、別々に行うより安価・短期間で行うことができるなどの利点について普及を図ることにより、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を行います。

(5) 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講ずることが重要です。そのため、市は、町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど地域住民の意識啓発に努め、活動を支援します。

(6) 耐震出張説明の実施

市で開催されるイベント等にあわせ、関係団体等と連携しながら、耐震化に係る情報提供（ブース設置、パネル展示等）を行います。

また、旧耐震基準で建築された住宅には、高齢者世帯が多く居住していることから、高齢者の集会等での出張説明を重点的に行うなど、さらなる意識啓発を行います。

(7) 耐震改修に対する税の特例措置の周知

令和3年12月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。また、令和3年度末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。

なお、住宅耐震改修特別控除と住宅借入金等特別控除について、いずれの適用条件も満たしている場合には、重ねて適用できます。その他、減税制度や制度の期間について、市では、県や関連団体等と連携しながら、これらの制度の市民への周知を図っていきます。

#### **(8) 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進**

宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者に義務付けている重要事項説明において、耐震診断の結果に関する事項が含まれています。この内容について、県や関係団体等と連携して市民に周知の徹底を図り、建物所有者等の自発的な耐震診断の実施を促進していきます。

#### **(9) 事業所の耐震診断・耐震改修の促進**

県や関連団体等と連携を図りながら、事業継続ガイドラインに基づく事業継続計画の作成など、耐震改修に代表される災害にあっても事業を継続するために必要な事項を災害前に予め整えておくことの必要性を周知し、事業所の耐震診断・耐震改修を促進していきます。

#### **(10) 地震保険の活用**

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険に加入していれば、その再建に向けての生活が円滑に進むことが期待できます。本市においても、県や関連団体等と連携を図りながら、地震保険の普及啓発に努めます。

#### **(11) 木造住宅耐震改修現場見学会の実施**

県や関連団体等と連携を図りながら、住宅の耐震改修を検討している方々に、耐震改修工事中の様子をご覧いただくことで、耐震改修への理解を深めていただき、住宅耐震化の促進に結びつけることを目的として、木造住宅耐震改修の現場見学会を実施します。

#### **(12) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップと啓発**

県や関連団体等と連携を図りながら、過去に木造住宅の耐震診断を実施したが、必要な耐震改修を行っていない所有者等に、補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、フォローアップを実施します。

また、耐震診断士が所有者等に耐震診断と補強プランの結果を説明する際に、所有者等が耐震改修を具体的に検討できるよう、耐震改修の事例を併せて紹介します。

その他、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく戸別訪問による更なる啓発を行い、耐震化の促進に努めます。

## 第4章 その他耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

### (1) 計画の検証

近年、社会情勢は急速に変化するため、それに伴う住宅や特定建築物の建替え等により耐震化の実態が推計と合致しないことが予想されます。また、市が所有する建築物については、行政改革による建築物の統廃合や社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態や活用方法が見直されることが想定されます。年1回特定建築物のフォローアップを行い耐震化率の把握に努め、着実に建築物の耐震化を進めます。

## 【 参 考 資 料 】

- 参考資料 1      用語解説
- 参考資料 2      耐震改修促進法改正の概要
- 参考資料 3      国の基本的な方針の概要
- 参考資料 4      国の耐震化率の目標および算出方法

## 参考資料 1 用語解説

### 【 耐震基準・新耐震基準 】(P1)

建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が一定以上の耐震能力を持っていることを保証し、建築することを許可する基準で、建築基準法・建築基準法施行令・国土交通省告示等によって定められています。

現在の基準は昭和 56 年に出来たもので、それまでの基準と区別するために「新耐震基準」と呼んでいます。新耐震基準では、震度 5 程度の地震においては建築物が壊れないようにすること、震度 6 程度の地震においては建築物の倒壊を防いで中にいる人の安全を確保することを目的としています。

### 【 東海地震 】(P1)

駿河湾内に位置する駿河トラフで周期的に発生する海溝型地震のことで、マグニチュード 8 規模の地震が発生して神奈川県から愛知県にかけての広い範囲で強い揺れが起こり、津波による大きな被害も起こることが想定されています。

### 【 南海・東南海地震 】(P1)

プレート境界型地震であり、歴史的に見て 100～150 年程度の間隔でマグニチュード 8 規模の地震が発生しています。最近では昭和 19 年および 21 年に発生していることから、今世紀前半にも極めて大規模な地震・津波被害が発生する恐れがあるとされています。

### 【 首都直下地震 】(P1)

平成 19～48 年の間に、70%の確率で関東地方に発生すると予想されている直下型の大地震のことで、マグニチュード 7 規模の地震発生が想定されています。東海地震や南海・東南海地震などに比べて想定される地震の規模は小さいものの、主要な国家機能や人口が集中しているため甚大な被害になると予想されています。

### 【 中央防災会議 】(P1)

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者および学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行っています。

### 【 鯖江市地域防災計画 】(P1)

災害対策基本法に基づき、市民の生命・財産を守るために取るべき災害対策を規定する計画のことで、鯖江市では昭和 38 年に策定され、現在の「鯖江市地域防災計画」は平成 27 年 6 月に修正されています。

## 【 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法） 】（P1）

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体および財産を保護するため、建築物の耐震改修促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする法律です。

## 【 地震防災推進会議 】（P1）

平成 17 年 2 月、国土交通大臣のもとに「住宅・建築物の地震防災推進会議」として設置されました。同年 6 月に提言書「住宅・建築物の地震防災対策の推進のために」をとりまとめ、その中では耐震化の目標設定や目標達成のための施策の方向、地震保険の活用方策などについて提言されています。

## 【 耐震診断 】（P2）

地震等の揺れによる建物の被害の大きさや安全性を調査した上で、専門的な構造計算によりそれを数値化して判断することです。建物の形状や躯体の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れ・変形等による損傷具合等を総合的に勘案して判断されます。

## 【 耐震改修 】（P2）

地震に対する安全性の向上を目的として、増築・改築・修繕もしくは模様替えまたは敷地の整備等を行って耐震性を強化する補強工事のことです。一般的には、柱・梁・壁・床等を補強して強度を増加させるか、または、建物のねばり強さを増加させる等の方法で建築物の耐震性能の向上を図ります。

## 【 地震防災マップ 】（P2）

「地震に対する揺れやすさマップ」（地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から、地域の揺れやすさを一般的になじみのある『震度』により評価したマップ）や「地域の危険度マップ」（建築物の構造等の地域の社会的なデータを重ね、地震により引き起こされる被害をより具体的にわかりやすく表したマップ）に避難場所や避難路等の地域の防災情報を重ねた地図の総称です。

## 【 緊急輸送道路 】（P2）

災害発生時における被災者の避難および被災者の生活を確保する物資輸送等のために利用する路線として指定する道路のことです。

## 【 避難路 】（P2）

避難地またはそれに相当する安全な場所に住民が速やかに避難できるよう道路、緑地または緑道を配置したものです。災害の種類により避難場所・避難路は変わるので、普段からさまざまな災害に対してどのように避難するかを確認しておくことが大切です。

## 【 人口集中地区 】(P9)

昭和 35 年以降の国勢調査の国勢調査区単位の人口をもとにあらわされる夜間人口の密度が高い地域のことです。各調査年の国勢調査地区を基礎単位地域として用い、市区町村の境界内で人口密度の高い調査区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり約4,000人以上)が、隣接して人口5,000人以上を有する地域がこれに該当します。

## 【 二次的被害 】(P19)

大地震の発生で直接受ける被害ではなく、大地震による被害に起因して発生する災害のことです。建築物に係る二次的災害としては、余震による家屋・ブロック塀等の倒壊や瓦・外壁の落下、窓ガラスの飛散、家具転倒、エレベーターの閉じ込め等があります。

## 【 応急危険度判定 】(P19)

地震により被害を受けた建築物について、余震等によって倒壊のする危険性や、外壁等の落下の危険性を、あらかじめ判定方法の講習を受けている建築士(応急危険度判定士という。)が調査し、その結果に基づいて建築物の使用が可能かどうか応急的に判定する制度です。この制度は、被災建築物による二次被害を未然に防止することを目的にしています。

## 【 ゆれやすさマップ 】(P21)

平成 17 年 10 月 19 日に内閣府より公表されたもので、地形や地質調査などのデータを基に地震が起きたときのゆれやすさを推計して、地域を 1 km 四方の広さごとに区切って 7 段階に表示した地図のことです。地震の規模(マグニチュード)や震源からの距離が同じであっても表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なる効果を「表層地盤のゆれやすさ」と表現し、全国の表層地盤のゆれやすさを地図として表現しています。

## 【 自主防災組織 】(P21)

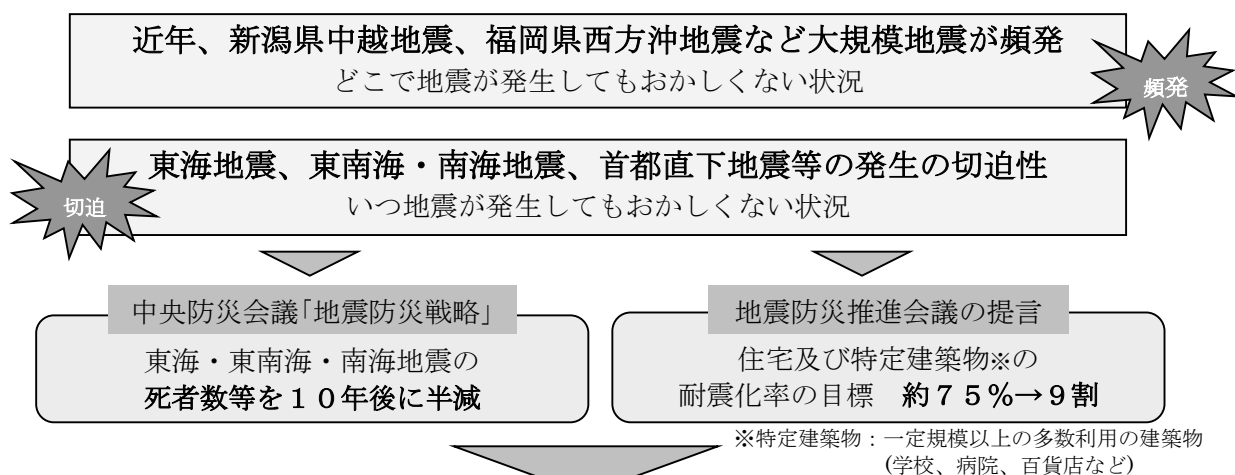
自主防災組織とは、地域住民が相互に連携・協力し合い、地域の被害を最小限に抑えること等を目的とした自主的な組織です。

通常時は、防災知識の普及啓発、防災訓練や防災資機材の備蓄・点検等の活動を行い、災害時には、住民の避難誘導、初期消火、負傷者の救出や避難所の運営等さまざまな活動が期待されています。

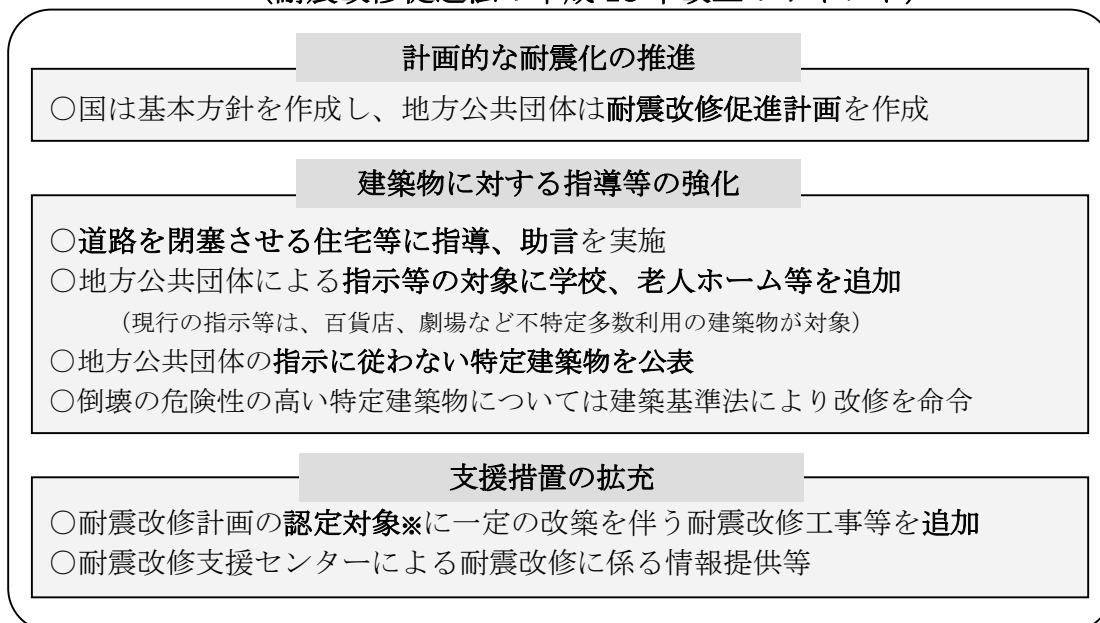
鯖江市における自主防災組織の結成率は、98%です(H29年3月1日現在)。



## 参考資料2 耐震改修促進法改正の概要



### (耐震改修促進法の平成18年改正のポイント)



※耐震改修計画の認定により、耐震関係規定以外の不適格事項が適用されないという、建築基準法上の特例が受けられる。

## 効果

### 地震による死者数・経済被害が減少

東海地震の被害の軽減(耐震化の効果)	東南海・南海地震の被害の軽減(耐震化の効果)
死者数 6700人→3200人	死者数 6600人→2900人
経済被害 11.6兆円減少	経済被害 18.8兆円減少

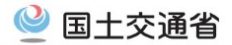
建築物の耐震化により緊急輸送道路や避難路が確保

仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与

(耐震改修促進法の平成 25 年および平成 31 年改正のポイント)

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行  
平成18年1月26日改正法施行  
平成25年11月25日改正法施行  
平成31年1月1日改正政令施行



国による基本方針の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（75%（H15）→少なくとも95%（H32）、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（H37））
- 耐震化の促進を図るための施策の方針
- 相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針
- 耐震診断、耐震改修の方法（指針）
- ブロック塀等の安全対策

都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成

- 建築物の耐震診断及び改修の目標
- 目標達成のための具体的な施策
- 緊急輸送道路等の指定（都道府県、市町村）
- 防災拠点建築物の指定（都道府県）

(1) 建築物の耐震化の促進のための規制措置

指導・助言対象（全ての既存耐震不適合建築物）

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公表対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（建物に附属するブロック塀等を対象に追加）
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままでも可とする特例
- ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・大規模な耐震改修を行う場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4以上→過半数）

耐震性に係る表示制度（任意）

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

耐震改修支援センター

耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

補助等の実施

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・耐震改修促進税制 等

耐震改修促進法の改正の概要（施行：平成25年11月25日）



(1) 耐震診断の義務付け・結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表を行う。

① 要緊急安全確認大規模建築物

イ 不特定多数の者が利用する大規模建築物

- <対象建築物> ※ 所管行政庁が1棟ごとに判断
- ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
  - ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

ロ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- <対象建築物>
- ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
  - ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
  - ・幼稚園、保育所 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

ハ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- <対象建築物>
- ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

耐震診断結果の報告期限

平成27年12月31日まで

② 要安全確認計画記載建築物

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が避難路を指定

<対象建築物>

1. 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物(高さ6mを超えるもの) (右図1参照)
2. 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある組積造の塀(長さ25mを超えるもの) (右図2参照)  
 ※平成31年1月1日施行の改正政令で追加

ただし、1、2共に、地形、道路の構造その他の状況により、地方公共団体が一定の範囲において規則で別の定めをすることが可能。

ロ 防災拠点建築物

都道府県が指定

<対象建築物>

庁舎、病院、避難所となる体育館など

避難所として利用する旅館・ホテルなども位置づけが可能

図1: 耐震診断義務付け対象の避難路沿道建築物

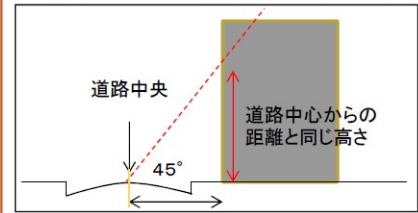
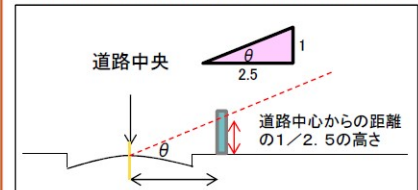


図2: 耐震診断義務付け対象の避難路沿道の組積造の塀

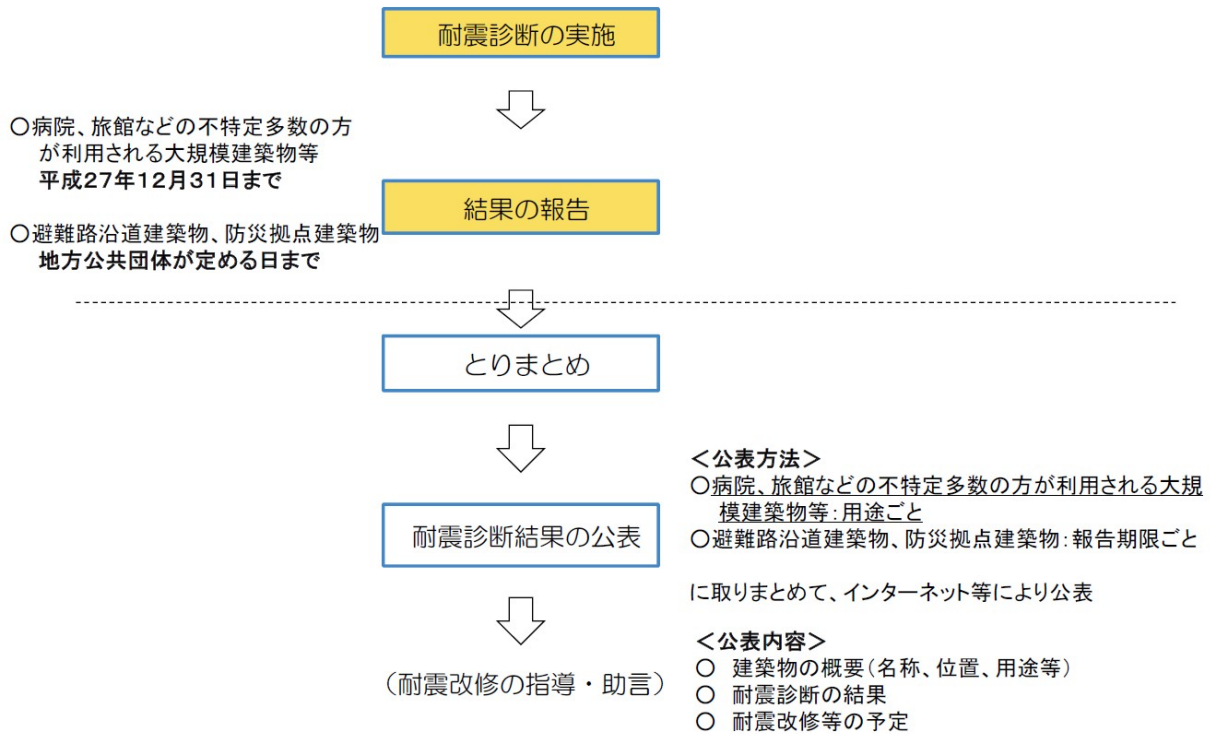


耐震診断結果の報告期限

イ、ロ共に

地方公共団体が定める日まで

耐震診断の義務付けの全体の流れ



## 参考資料3 国の基本的な方針の概要（平成30年国土交通省告示第1381号）

### 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
- 所管行政庁は建築物の区分に応じ必要な措置を適切に実施。耐震診断義務付け対象建築物について、耐震診断の実施及び報告の義務について確実に実施。
- 所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める）。また、指導に従わない建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
- 所管行政庁は建築物の耐震改修計画や安全性に係る認定の適切かつ速やかな実施に努める。
- 地方公共団体は耐震診断及び耐震改修に要する所有者等の費用負担の軽減を図るため、助成制度等の整備に努める。
- 相談窓口を設置するなど相談体制の整備及び情報提供の充実。
- 専門家・事業者の育成、資質の向上を図る。
- 地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会による地震防災対策への取組を推進。
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターへの脱落防止対策等についても推進。

### 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅の耐震化率及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅、耐震診断義務付け建築物をおおむね解消することを目標。

### 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 既存の建築物について技術指針事項に基づいて現行耐震関係規定に適合しているかどうか調査し、必要な改修を行うことが基本。

### 4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発及び知識の普及を推進。

### 5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 都道府県耐震改修促進計画に関する基本的な事項。
- 都道府県耐震改修促進計画を耐震改修促進法施行令の一部を改正する政令改正の施行（平成30年）後、速やかに改定。
- 耐震改修等の目標を策定。特に庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表に取り組むとともに耐震化の目標を設定。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、災害時の拠点施設を連絡する道路など、重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべき。
- 詳細な地震防災マップの作成、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発及び知識の普及、町内会等との連携策等について記載。
- 建築基準法の規定による勧告・命令等の実施。
- 全ての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県耐震改修促進計画に基づき、地域固有の状況に配慮して策定。

## 参考資料4 国の耐震化率の目標および算出方法

### ① 耐震化率の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、耐震化率の目標を次のとおり定めています。

建築物の用途・分類	現状（※） （平成30年度）	目標 （令和7年度）
住宅	87%	耐震性の不足するものをおおむね解消
多数の者が利用する特定建築物	89%	—
耐震診断義務付け対象建築物	—	耐震性の不足するものをおおむね解消

（※）出典：国土強靱化年次計画 2020

### ② 耐震化率の算出方法

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅および多数の者が利用する特定建築物の現状の耐震化率を推計する方法として、以下の方法が示されています。

#### 【これまでの耐震化率の算出方法】

これまでの耐震診断の実施結果によると、耐震性を有する結果となる割合は下記ようになります。

これを踏まえ、耐震診断が未実施で、耐震性が確認されていない旧耐震基準により建築された建築物数に、用途毎の下記の割合を乗じて、耐震性を有している建築物を推計し、耐震化率を推計します。

#### <住宅>

- ・戸建て住宅 ……33.5%
- ・共同住宅 ……70.6%

#### <特定建築物>

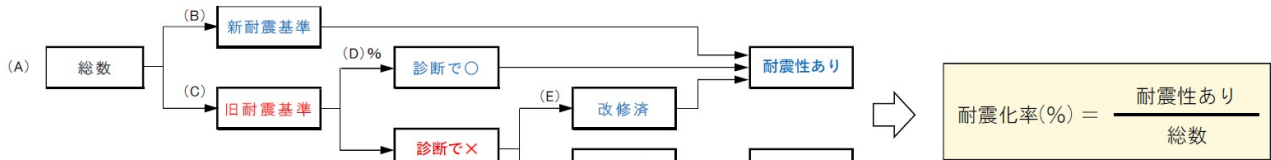
- ・学校 ……29.8%
- ・病院・診療所 ……42.1%
- ・社会福祉施設 ……44.6%
- ・ホテル・旅館等 ……35.8%
- ・店舗・百貨店 ……47.8%
- ・賃貸共同住宅 ……76.0%
- ・その他 ……49.6%



【 今年度の動向 】

国土交通省に設けられた「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」から、令和2年5月に新たな住宅・建築物の耐震化率の算出方法が提示されました。

前頁に示すこれまでの算出方法は、根拠とするデータが古いなど実態を反映していない可能性があるとの事から、以下の方法が示されています。



これまでの推計方法	H30耐震化率における推計方法
<p><b>(A) 総数</b> 住調から得られる、居住世帯のある住宅戸数</p> <p><b>(B) 新耐震基準で建てられた住宅戸数</b> 住調から得られる、S56年以降に建てられた住宅戸数 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で按分する)</p> <p><b>(C) 旧耐震基準で建てられた住宅戸数</b> 住調から得られる、S55年以前に建てられた住宅戸数 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で按分する)</p> <p><b>(D) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震性割合</b> H16年の都道府県アンケートから得られる、H15年度までに地方公共団体の補助制度を活用し耐震診断を実施し、耐震性ありと判定された住宅の割合 (= 耐震性ありと判定された戸数 / 耐震診断実施戸数)</p> <p><b>(E) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数</b> H15年以降の住調から得られる以下の戸数の累計 ・H11年以降の耐震改修工事をした戸数 ・H16年以降の増改築・改修工事等(壁・柱・基礎等の補強工事)をした戸数 ・H21年以降の増改築・改修工事等(壁・柱・基礎等の補強工事)をした戸数 ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で按分する)</p>	<p><b>(A) 総数</b> 住調から得られる、居住世帯のある住宅戸数</p> <p><b>(B) 新耐震基準で建てられた住宅戸数</b> 住調から得られる、S56年以降に建てられた住宅戸数 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で按分する)</p> <p><b>(C) 旧耐震基準で建てられた住宅戸数</b> 住調から得られる、S55年以前に建てられた住宅戸数 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で按分する)</p> <p><b>(D) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震性割合</b> H20～30年の住調から得られる、H16～30年に耐震診断を実施し、結果「耐震性が確保されていた」住宅の割合 (= 耐震性が確保されていた住宅戸数(「耐震改修工事をした」住宅を除く) / 耐震診断実施戸数) ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で按分する)</p> <p><b>(E) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数</b> H20年以降の住調から得られる以下の戸数の累計 ・H20年以前の耐震改修工事をした戸数 ・H21～25年に耐震改修工事をした戸数 ・H26～30年に耐震改修工事をした戸数 ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で按分する)</p>

資料：住宅・建築物の耐震化率の推計方法及び目標について（住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料、令和2年5月）